

台風・災害その他緊急時における登校について

天候・災害・交通機関の不通等により、登校することが危険であったり、登校できない場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 登校時または午前7時の時点で、居住地または田辺市田辺に暴風警報、津波警報、特別警報が発令されているときは、自宅待機とする。
(午前10時以降も上記の警報が継続されている場合は、臨時休校とする。)
- 2 上記の警報が、午前10時までに解除された場合は、第4限目以降の授業を行う。
- 3 考査期間中に暴風警報、津波警報、特別警報が発令されたときは、午前10時までに解除された場合に限り、午後1時より考査を開始する。
- 4 考査日が臨時休校となった場合、その日の考査は、考査最終日の翌日以降に実施する。
- 5 実施できなかった授業は、後日、適当な時期に行う。
- 6 局地的災害や大雨警報が発令され、著しく危険と判断される場合は登校を見合わせ、その旨を学校へ連絡し、指示を受けること。
また、交通機関の不通、その他不測の事態の発生により、登校が不可能と判断された場合も同様とする。
- 7 登校後、警報や不測の事態が発生したときは、そのつど学校が判断し、指示する。